5 司法取引

1 はじめに

わが国ではかねて司法取引に関わる制度導入が論議されてきたが、法務省法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」は、2014年7月9日に「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果【案】」を部会の意見とし、法制審議会総会に報告することを決定した。そして、同年9月18日に総会で審議・採決の結果、同【案】は、原案どおり採択され、直ちに法務大臣に答申することとされた(以下「答申」ともいう)。そこでは、「取調べへの過度の依存を改め、証拠収集手段を適正化・多様化するための方策」の1つとして司法取引等が挙げられている。すなわち、①捜査・公判協力型の協議・合意制度の導入が採択され、②自己負罪型の制度は見送られた。他方で、刑事免責制度の導入が採択され、②自己負罪型の制度は見送られた。他方で、刑事免責制度の導入も採択された。しかし、②は①を検討する際にも重要であり、諸外国では中心的法制の1つである。そこで、①②とも引き続き検討・考察を要するところ、英米と大陸の両法系の折衷の上に構築されている日本法の検討に際しては、両者の諸制度が研究対象とされるべきであろう。

司法取引は、第88回大会・共同研究分科会Ⅱでテーマとされ(田口守一ほか「特集・司法取引の理論的課題」刑法雑誌50巻3号333頁(2011年))、2014年関西部会・共同研究でも取り上げられた(水谷規男ほか「特集・司法取引に関する総合的研究」同54巻1号85頁(2014年))が、具体的な制度設計に関する答申が提示された今日、基礎理論を確認するとともに、比較法的知見を踏まえて、具体的な制度構築のあり方を対象とする検討・考察が研究課題として求められている。以上の問題意識に基づき、本ワークショップでは、3名の会員が司法取引に関わる報告(話題提供)をし、それを受けて参加者との討議が行われた(なお、以下では、被疑者・被告人が検察官と協議・合意する事件を合意事件、第三者対象の事件を標的事件ともいう)。

2 報告(話題提供)の要旨

(1) 米国の司法取引(青木孝之会員「一橋大学」)

司法取引は、いわゆる①自己負罪型と②捜査協力型のものに大別されるが、米国では、さらに、③免責型司法取引(非公式刑事免責:informal immunity)及び④刑事免責(immunity)も実施されている。ただし、④は、使用免責を付与し自己負罪拒否特権を消滅させることによって証言義務を課する一方的な強制手続であるので、ここでは、司法取引とは別個の供述獲得手段として整理する。

米国法における広範な司法取引を可能にしている法的根拠は、検察官が有する広範な訴追裁量権である。検察官が、たとえ嫌疑が存在しても訴追を見送ることができる、あるいは、必ずしも法律的に最大限の訴追を追求しなくてもよいという、広範な裁量権を有するからこそ、様々な利益処分と組み合わせて取引を実効化することができる。その一方で、手続早期段階からの広範な弁護権保障、及び、証拠開示の柔軟な運用が、司法取引が機能する制度的基盤を形成している。法律及び交渉の専門家である弁護士の援助は、被疑者・被告人と検察官の交渉を可能にする不可欠の前提である。また、当事者間に情報格差があっては任意の交渉は促進されないから、包括開示がある程度実現している米国の実務慣行は、司法取引が円滑に機能するのに大いに貢献している。米国法における司法取引については、次のような特徴が指摘できる。

第1に、比較法的に見て、かなり徹底した当事者主導型である。ドイツ法における 判決合意制度や王冠証人制度と異なり、取引や合意の内容を裁判所が主導したり、裁 判所の了承の下に初めて取引が可能になるといったことは想定されていない。第2に、 有罪答弁と深く結び付いている。近時の統計によると、連邦地裁の終局人員のうち、 有罪で終局した事件(全事件の約90%)の約96~97%が有罪答弁に基づいている。 第3に、連邦及び州の相違や、重罪及び軽罪の区別に基づき、段階的・重層的な訴追 手続が構築されており、そのあらゆる段階で合意形成に向けた協議・交渉が行われる。 第4に、豊富なダイバージョン・プログラムと連動して多種多様な内容の司法取引が 行われる。

米国の司法取引は、実務上の慣行や必要性から生じ、判例・学説に追認されて発展 してきたものであるが、理論的な課題は今も残されている。

第1に、有罪答弁と証明基準の問題がある。自己負罪型司法取引において、有罪答弁がされる場合、事実的な基礎の存在が一応確認されており、両当事者の合意のみに立脚して有罪認定されるわけではない。しかし、合理的な疑いを容れない高度の証明が確認されているわけでもない。その限度で、刑事裁判の原理・原則が修正されていることをどう考えるかという問題である。第2に、当事者の合意に基づき手続や処分を選択することがそもそも許容されるのかも、考えてみるべき問題である。この点については、即決裁判手続や略式手続のような制度が既に存在することにかんがみ、また、当事者の合意が最終的に裁判所を拘束する性質のものではないことにかんがみて、わが国の法体系にも整合可能と説明できるように思われる。第3に、有利・寛大な刑事処分を誘因にして獲得された供述(とりわけ自白)に任意性があるのかも、問題である。この点については、連邦最高裁プレイディ判決(Brady v. United State, 397 U. S. 755(1970))が判示するとおり、検察官から取引条件が明示され、弁護人の十分な援助の下、その利害得失を十分に吟味・知悉したうえで(knowingly and voluntari-

- ly)、裁判官の面前で行う公判廷の自白には、虚偽を誘発する類型的な危険はないとの説明が可能に思われる。
 - (2) ドイツの司法取引(辻本典央会員〔近畿大学〕)
- 1. 概要 ドイツの刑事手続では、基本的に、実体的真実解明に向けた職権探知主義が支配し、司法取引が行われる余地はないものとされてきた。しかし、実務では、以前から、話合いによる手続処理が行われてきた。このような実務を具体化する形で、現行法上、合意型手続が、一定要件の下で規定されている。

この合意型手続には、2種類ある。第1は、被告人自身の自白に対して一定範囲の 刑量にとどめるというものであり(判決合意制度=自己負罪型)、第2は、他人の犯 罪に対する情報提供への報酬として一定の減刑(又は、刑の免除)を認めるものであ る(王冠証人制度=捜査・公判協力型)。いずれも、事前の協議と、手続関係人間の 合意を要素としており、そこには、「取引」が介在する余地がある。

2. 判決合意制度 これは、端的に言えば、減刑と引換えに自白を要求するものである。ドイツ型の実体的真実主義及び責任主義に反するとの批判があったが、連邦通常裁判所は、1997年及び2005年の裁判において、この手続を基本的に承認した。2009年に立法が行われ(中心規定はドイツ刑訴法257c条)、2013年には連邦憲法裁判所がその合憲性を肯定したことから、この手続を正面から否定する見解は、ほぼ見られなくなった(ただし、殺人など実体的真実解明が強く要求される事案では、その適格性が否定され得る)。

本制度は、裁判所が被告人の自白に対する刑量の範囲(上限と下限)を提案し、これを検察官及び被告人が同意するという形で行われる。その際、事前の協議も可能であり、実際は、弁護人を交えた法曹三者間の話合いと合意による。また、裁判所の負担軽減を趣旨とすることから、従来、上訴放棄まで約束させる実務が横行していた。しかし、2009年立法では、合意における上訴放棄の約束が法律上禁止されることになった。2013年連邦憲法裁判所判決でも、合意が適切に行われるための手続遵守と上訴審による事後的是正機会の確保が、合意手続の合憲性の条件として強調されている。

3. 王冠証人制度 これは、量刑法則として定められている。1982年に初めて麻薬法に導入され、1989年にはテロ対策特別法に時限立法として規定された。後者は、不延長という形で一旦廃止されたが、2001年のテロ事件以降それらへの対応が求められ、2009年に、一般法として刑法典に法定された(46b条。なお、麻薬法規定はそのまま存続している)。

本制度は、他人の刑事事件(対象犯罪)について情報を知り得る者(王冠証人)が、その情報提供により、対象犯罪の解明又は阻止に協力した場合、これを減刑事由として考慮するものである。王冠証人が、自身の公判が開始されるまでにこの情報を提供

した場合、検察官が公判でこれを報告し、裁判所が減刑事由としてこれを考慮する (ただし、減刑は任意的)。かねて、王冠証人が訴追される犯罪と対象犯罪との「関連性」の要否が問題とされてきたが、2013年改正により、これが要件として法定された。ただし、この制度は、現在、麻薬犯罪については比較的よく利用されているが、それ以外の犯罪領域では、ほとんど利用されていないとのことである。

(3)「司法取引・免責」――法案の内容と課題・展望(池田公博会員〔神戸大学〕) 法案に採用されたいわゆる協議・合意制度、並びに刑事免責制度のそれぞれについて、制度の内容及びそれらの趣旨を述べたうえで、特別部会・分科会における審議の 過程で指摘されていた課題について検討を加えるとともに、今後の展望を述べる。

協議・合意については、まず、法案が自己の犯罪の解明への協力への恩典付与(自己負罪型)ではなく、他人の犯罪の捜査・公判への協力に対して恩典を付与する制度(捜査・公判協力型)のみを採用した判断について、自己負罪型の導入に際して想定されるデメリット(捜査機関が供述獲得のために均衡を失するほどの恩典付与(譲歩)を迫られること(いわゆる「ごね得」)への懸念)に鑑みれば、理解できる。むろん、今後前者が採用される可能性もあるものの、その手法が有効に機能する対象犯罪について、なお検討が必要であろう。

次いで、合意に基づく供述が、恩典の獲得を動機とする点で類型的に信用性に疑いが生じ得ることを踏まえ、供述の信用性を担保するための方策として法案が採用した3方策(協議・合意への弁護人の関与、合意に基づく供述の取調べに際しての合意内容書面の義務的取調べ、虚偽供述の処罰)と、検討されながら不採用となった3方策(協議の過程の可視化と内容の記録及び(合意に基づく供述が立証に用いられる事件の被告人〔いわゆるターゲット〕に対する)開示、合意に基づく供述による犯人性の立証には補強証拠を必要的なものとすること、及び、合意に基づく供述を伝聞証拠として用いることの禁止)とについて、手法としての当否ないし要否に検討を加える必要がある。現段階での評価としては、法案が前記3方策を採用したことには理由があるといえる一方、後記の3方策については、なお検討を要する点が残ることは否定できないように思われる。

さらに、合意内容への違反があった場合や合意が不成立であった場合、あるいは協議の関与者が合意の内容にしたがって行為しない場合の対応のあり方について、とりわけ法案が、合意が成立しなかった場合に、協議の過程における供述とは異なり、その派生証拠の使用は制限されないとしていることが問題となる。というのも、この取扱いによる場合、検察官が派生証拠を多く得られた場合に恩典付与を思いとどまることを恐れる被疑者・被告人との関係で、協議において多くの事実の解明につながる供述を行うことをためらわせることとなるおそれが生じるからである。もっとも、仮に

派生証拠の使用も禁じられるとすると、被疑者等が、検察官に派生証拠を多く得させたのちに、合意の成立を意図的に妨げて、捜査・訴追機関の利用可能な証拠の範囲を制約するような悪用が行われるおそれも否定できないため、やむを得ない。

一方、刑事免責については、法案が、免責を付与して得られた供述そのものに加えて、その派生証拠も使用できないとする制度(いわゆる使用派生免責)を採用したのは、黙秘権を消滅せて証言を強制する制度であるという理論的な性質からも、あるいは有益な供述を獲得するという制度の目的からも、妥当であるといえる。また、公判手続における証人尋問のほか、第1回公判期日前の証人尋問にも免責制度を導入することは、捜査段階における取調べへの過度の依存を回避すべきとの観点からは、合理的なものと考えられる。

3 討 議

まず、外国での運用状況について説明が求められ、米国でもドイツでも慎重な運用が行われていることが紹介された。これに対しては、米国では司法取引により相当多数の冤罪が発生していることが近年明らかになっている、わが国でも、捜査・公判協力の協議・合意に応じた情報提供者が、仮に虚偽供述をしたとすればそれを貫き通してしまうのではないか、との懸念・不安が示された。次に、池田報告で紹介された、供述の信用性担保策として法案が採用した3万策の実効性が議論された。すなわち、証拠開示がないままでは、合意事件の被疑者・被告人、弁護人に厳しい判断を迫ることになる、証拠開示の規定を置く必要があったのではないか、との指摘があった。これに対しては、望ましくはあるが、法案の3万策でも相応の対応が図ることが可能であるとの応答があった。関連して、合意内容書面の義務的取調べで調べられる書面について、その信用性はどのように判断するか、どのような書面が想定されているか、が議論され、米国の例などが紹介された。また、量刑上の配慮(減刑)は裁判所の判断事項であるのに恩典になり得るか、も問題とされたが、裁判所への拘束力はなくとも事実上配慮されるので、恩典たり得るとの応答があった。

ここで、刑事事件に多数携わってきた弁護士会員から、これまでこの種の事件で誤った共犯者供述をしないですんだのは村木事件の村木さんだけである、共犯者として第三者を主犯とするような虚偽供述をするおそれは大きく危険であるとの指摘があった。すなわち、供述者は自己の虚偽供述に縛られてしまい、無実の第三者を巻き込むおそれがある、「最後はきちんとした制度ができればよい」と考えるのは大変危険で、絶対に失敗する、というのである。これに対しては、だからこそきちんと対応すべきであり、他方、そうはいっても固まってからというのでは制度の実現はできないのではないか、との応答があった。これを受けて、再度、前記諸方策の実効性や法案の内

容の当否に議論が移った。すなわち、協議・合意に関与する弁護人は真実性担保の責任を負わない(負えない)、また、対象犯罪は(合意事件についても標的事件についても)限定列挙されているが、本当に限定できるのか、関連性が要求されていないように見える点をどう考えるか、などの疑義が出された。これに対しては、実質上関連性を要求するような運用がなされるであろうとの応答があったが、合意内容書面に現れない非公式な協議・合意がなされるおそれが指摘された。さらに、検察官が「法廷では証言しなくてよいから、ここで供述しておいて下さい」と述べて協議・合意を持ちかけた場合に、それが証拠能力に及ぼす影響も問題とされた。これに対しては、そのようなことは許されないとの応答があったが、やはりこれが暗黙裏に行われ、そのため証拠能力に影響しないことが十分考えられるとの指摘・批判が出された。

再び、証拠開示問題に議論が戻り、合意事件の弁護人への証拠開示の範囲が問われたほか、法廷での証言拒否というケースで伝聞例外を認めることができるか、などが検討された。証拠開示については、合意事件の被告人側へは可能であるが、標的事件の被告人側への開示は困難であろうとの指摘があった。また、証言拒否の場合については、証言するとの約束に反するのであるから、合意違反として離脱が考えられるとの応答がなされた。

その他、林郁夫受刑者(オウム真理教事件)の捜査協力による減刑は王冠証人(国家機関側の証人)の一例ではないか、との指摘や、今回は採用されなかった自己負罪型の合意(量刑合意)のあり得る運用イメージについて質疑があった。すなわち、ドイツでは概ね20~30%の割引を上限とすべきであり、仮に合意不成立の場合にも一定の拘束力を持つと主張されたが、連邦通常裁判所は、そのような形式的制約を否定した。翻って、日本では、争えばいわば否認料として実刑3年となるような事案で、自白すれば懲役2年・執行猶予3年などとなることがあり得るか等が議論された。

4 おわりに

このように、本ワークショップでは、法制審の答申に基づく新立法(案)の内容的検討が大きな論点となったが、わが国刑事司法における司法取引のあり方について比較法的知見を踏まえた幅広い視点からも考察が行われたといえよう。参加者の活発な討議に感謝する。なお、その後、法案は、国会での審議が開始され、現段階(注・2015年10月)では、衆議院での審議を経て修正案の可決に至ったものの、参議院での審議未了であるが、今後も審議の対象となることが予想される。本ワークショップが、今後の論議の進展にとって何らかの手がかりになるとすれば幸いである。

(加藤克佳〈かとう・かつよし〉記)